

令和7年度 大町市公営簡易水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水質管理の中核をなすものです。水質検査計画では、水質検査を適正に行うため原水（水源）から給水栓（蛇口）に至るまでの検査を行う項目、採水場所、検査の回数や臨時の水質検査に関する事項などを定めています。

水道事業者は、水道法により水質検査計画を毎事業年度の開始前に作成し、公表することが義務付けられています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 事業の概要
3. 水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項
4. 検査計画
5. 水質検査の委託とその内容
6. その他

1. 基本方針

水道水の水質が水質基準に適合し安全であることを保証するため、以下の基本方針に基づいて検査を行います。

(1) 検査地点

水源系統ごとに代表する蛇口（給水栓）及び水源（原水）で行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目及び水質基準項目）と水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査回数及び理由

水源の種類やこれまでの検査結果などを考慮しながら、水道法の規定により定められた検査回数を行います。

2. 事業の概要

当市の公営簡易水道事業は、平成18年1月1日に行われた旧八坂村、旧美麻村との合併により、簡易水道の事業を統合し、水道の未普及地区の区域拡張、水源改修などを行い、現在は11箇所（八坂地区5箇所、美麻地区6箇所）の水源を保有し、それぞれの水源は湧水及び井戸からなり良質な水を供給しています。

給水状況(令和5年度末現在)

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 給水区域 | 9.99 km ² |
| (2) 給水人口 | 1,461人 |
| (3) 給水戸数 | 697戸 |
| (4) 給水普及率 | 98% |
| (5) 1日最大給水量 | 1,306 m ³ |
| (6) 1日平均給水量 | 462 m ³ |

3. 水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項

- (1) 各水源は湧水及び井戸であり、良質な水を供給しています。
- (2) 浄水はすべて水質基準値を超過するような検査結果は見られず数値も安定しており良好な状況です。
- (3) 浄水処理過程における消毒は次亜塩素酸ナトリウムを使用し、その効果を確認するとともに消毒副生成物について監視します。

4. 検査計画

(1) 検査地点（別紙資料1-1、1-2）

ア 給水栓（蛇口）

水質基準項目は水源系統ごとに採水箇所を定め11箇所で検査を行います。

毎日検査項目は八坂及び美麻地区の12箇所で検査を行います。

イ 原水（水源）

水源系統ごとに採水箇所を定め13箇所で検査を行います。

(2) 検査頻度（別紙資料2-1、2-2）

ア 給水栓

(ア) 毎日検査（3項目）

水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づいて行う水質検査です。1日1回、色、濁り、残留塩素の検査を行います。

(イ) 水質基準項目の検査（51項目）

水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づいて行う水質検査です。

① 1箇月に1回の検査（10項目）

資料2-1の1、2、38、46～51の9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）については、1箇月に1回検査を行います。

資料2-1の11の項目（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）についても地下水の状況を把握するための指標として1箇月に1回検査を行います。

② 3箇月に1回の検査（12項目）

資料2-1の10、21～31の12項目（シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド）については、3箇月に1回検査を行います。

③ 上記以外の検査（27項目）

資料2-1の42、43のカビ臭の2項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、湧水及び井戸を水源としており原因物質の藻類の発生が少ないため藻類発生時に検査を行います。

資料2-1のその他の25項目については3箇月に1回検査を行います。ただし、過去3年間の結果が基準値の1/5以下であった項目の場合は1年に1回、基準値の1/10以下の場合は3年に1回と検査頻度を緩和して検査を行います。

(ウ) 有機フッ素化合物の検査

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物の総称で、環境中で分解されにくく、蓄積性が高い物質です。代表的なものとして、PFOS、PFOAがあります。水質基準に係る検査等に準じた検査を実施し、3箇月に1回検査を行います。

イ 原水

(ア) 原水の水質検査

水源の状況を把握するため、資料2-1の51項目から21～31の消毒副生成物と48の味を除いた39項目について1年に1回検査を行います。

(イ) クリプトスポリジウム等対策

クリプトスポリジウム、ジアルジア及び指標菌について、厚生労働省が定めた「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき検査を行い、指標菌が検出された場合

は直ちにクリプトスポリジウム等の検査を実施します。

(3) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止するなどの措置をとるとともに、必要に応じて水源、配水池、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき。
- イ 水源に異常があったとき。
- ウ その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

5. 水質検査の委託とその内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託します。委託先は精度と信頼性、実績を考慮し、国や県で行う水道水質検査の精度管理調査に参加し評価が優良で、水質基準全51項目を自社分析できる検査を行う事業所が県内にある検査機関を選定します。

6. その他

- (1) 浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性に関する評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- (2) 水質管理目標設定項目等については、必要に応じて検査を行います。
- (3) 水源及びその周辺の状況を監視するとともに水環境保全と汚染防止に対する呼びかけに努めます。
- (4) 安全でおいしい水を提供するため、水質検査計画と検査結果をホームページ等で公表し、利用者の皆様からご意見をいただくとともに、過去の水質検査結果を考慮し、毎年度、検査計画の見直しを行い、より安心できる水道をめざします。
- (5) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、地域振興局、市生活環境課、水質検査機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、適正な浄水処理により、常に安全で良質な水道水を供給します。

水源の名称・種別及び配水区域

八坂地区

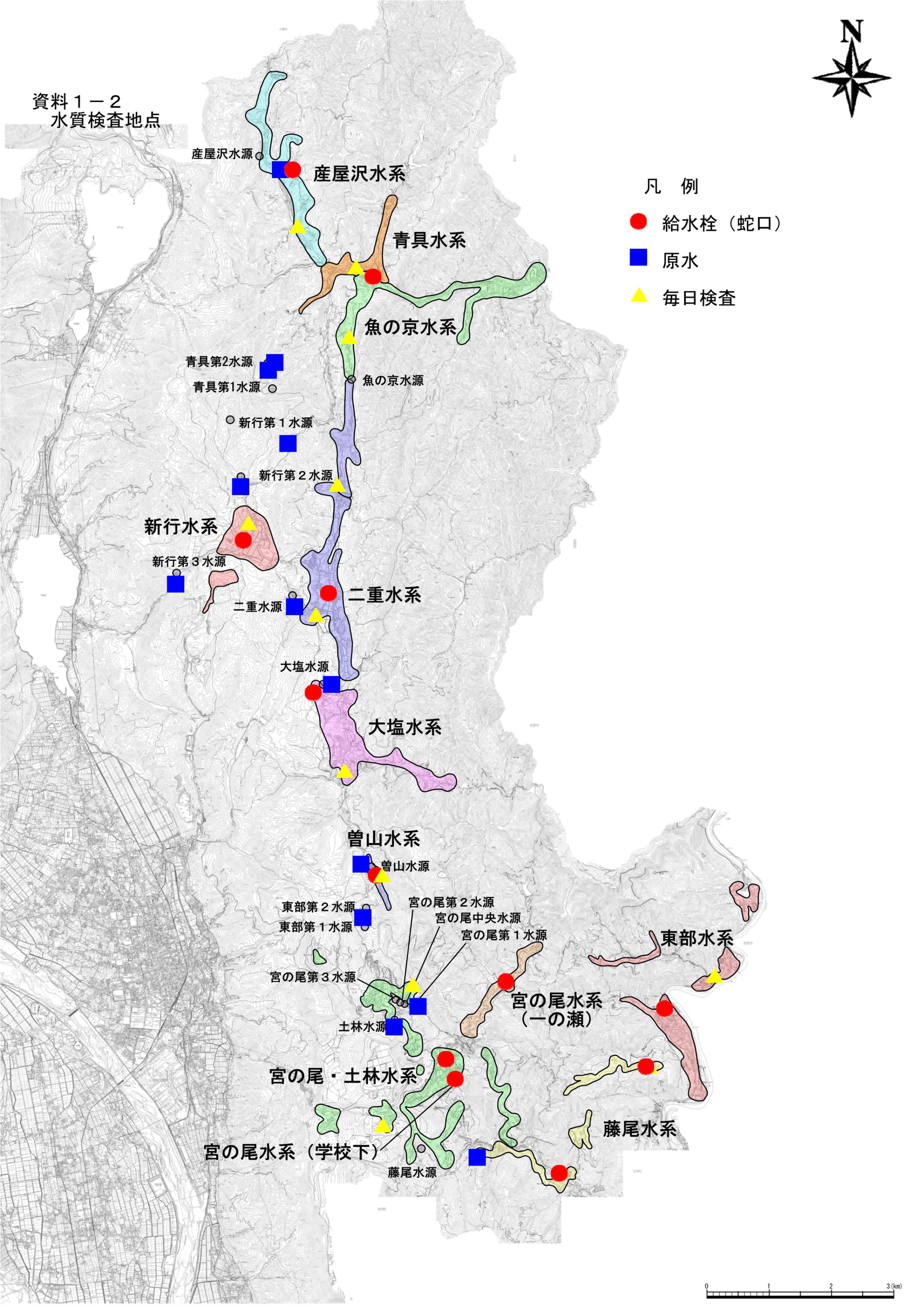
名 称	種 別	取水量 m ³ /日	浄水処理方 法	配 水 区 域	
宮の尾水源	湧水	418	塩素消毒	相川、明野、大平、藤尾、塩の貝、横瀬、矢下、笹尾、小松尾、西大塚、東大塚	
士林水源	湧水	147	塩素消毒	切久保、鷹狩山、宮の尾、押の田	
藤尾水源	湧水	83	イアレージョン 塩素消毒	菖蒲、石原、満仲、菅の窪、布宮、池の平	
東部水源	湧水	199	塩素消毒	地志原、野平、舟場、栃沢、上籠	
曾山水源	湧水	7	塩素消毒	曾山	

美麻地区

名 称	種 別	取水量 m ³ /日	浄水処理方 法	配 水 区 域	
新行第1・第2水源	湧水	178	紫外線処理 塩素消毒	新行 中山	東、上手、中、西の上、西の下、西原、中山
新行第3水源	浅井戸	88	塩素消毒		
大塩水源	深井戸	96	塩素消毒	大塩	中村、北村、峯、日影川下、桜台
二重水源	深井戸	62	塩素消毒	二重	宮村、向山、向、元の関、湯の海
魚の京水源	湧水	136	塩素消毒	青具 千見	大藤、小藤、矢地由久保、花尾、境の宮、本村、三百地、中の崎
産屋沢水源	湧水	43	膜ろ過 塩素消毒	青具	米山、日向、塩の川、石原、峠、川手
青具第1水源	湧水	107	塩素消毒	青具	矢久、一字田、片岡、万中
青具第2水源 (池の平)					



資料 1-2
水質検査地点



資料 2 - 2

令和 7 年度 大町市公営簡易水道事業 検査頻度 原水（水源）

番号	検査項目	年間検査頻度（回）												
		八坂地区					美麻地区							
		宮の尾	土林	藤尾	東部	曾山	新行 第1・第2	新行 第3	大塩	二重	魚の京	産屋沢	青具 第1	青具 第2（池の平）
水質基準項目														
基1	一般細菌													
基2	大腸菌													
基3	カドミウム及びその化合物													
基4	水銀及びその化合物													
基5	セレン及びその化合物													
基6	鉛及びその化合物													
基7	ヒ素及びその化合物													
基8	六価クロム化合物													
基9	亜硝酸態窒素			1										
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン													
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													
基12	フッ素及びその化合物													
基13	ホウ素及びその化合物													
基14	四塩化炭素													
基15	1, 4 - ジオキサン													
基16	ジクロロエチレン													
基17	ジクロロメタン													
基18	テトラクロロエチレン			4										
基19	トリクロロエチレン													
基20	ベンゼン	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基32	亜鉛及びその化合物													
基33	アルミニウム及びその化合物													
基34	鉄及びその化合物													
基35	銅及びその化合物													
基36	ナトリウム及びその化合物													
基37	マンガン及びその化合物													
基38	塩化物イオン													
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													
基40	蒸発残留物			1										
基41	陰イオン界面活性剤													
基42	ジェオスミン													
基43	2 - メチルイソボルネオール													
基44	非イオン界面活性剤													
基45	フェノール類													
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）													
基47	pH値													
基48	味													
基49	臭気													
基50	色度													
基51	濁度													
水質管理目標設定項目														
基31	PFOS及びPFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
病原性微生物														
	指標菌検査（大腸菌・嫌気性芽胞菌）	12	12	12	12	12	1	1	1	1	12	1	12	12
	クリプトスポリジウム・ジアルジア	4	4	4	4	4					4		4	4

指標菌が検出された場合は直ちにクリプトスポリジウム・ジアルジアの検査を実施します。